１　家庭の役割

⑴　家庭は愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいによって，豊かな人間性を培うところであること

第２次鹿児島県男女共同参画基本計画

○　「鹿児島県男女共同参画推進条例」第３条に規定する基本理念に基づき策定された計画です。

○　市町村の男女共同参画計画策定・実施や民間企業及び団体等の活動に際して踏まえる計画です。

○　基本目標のほか，９つの重点目標，６つの戦略的取組などを定めています。

○　計画期間は，平成２５年度～平成２９年度までの５年間です。

　※　第１次計画期間は，平成２０年度～平成２４年度の５年間

どんな計画？

１　男女の人権の尊重

２　社会における制度又は慣行についての配慮

３　政策等の立案及び決定への共同参画

４　家庭生活における活動と他の活動との両立

５　国際的協調

基本理念（大切にする基本的な考え）

一人ひとりの人権が尊重され

○　多様な生き方が選択でき，個性や能力が発揮できる社会づくり

○　誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

「男女の人権の尊重」は，男女共同参画社会を形成する上で，

その根底をなす基本理念です。

基本理念に基づき，性別などにかかわりなく誰もが，

自分の生き方を自らの意思で選択し，個性や能力を

発揮することができ，安心・安全に豊かに

暮らすことができる社会の実現を目指します。

基本目標（目指すもの）



　■　「第２次鹿児島県男女共同参画計画」は，県ホームページ

　　　ホーム > くらし・環境 > 人権・男女共同参画 > 男女共同参画の推進

<http://www.pref.kagoshima.jp/ab15/kurashi-kankyo/jinken/danjyokyodo/dai2zikihonkeikaku.html>